



Title	モンゴル1国非核兵器地帯創設の意義
Author(s)	城, 忠彰
Citation	国際公共政策研究. 2008, 13(1), p. 29-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/3682
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

モンゴル1国非核兵器地帯創設の意義

The Significance of the Establishment of Mongol's Single-State Nuclear-weapon-Free zone

城 忠彰*

Tadaakira JO*

Abstract

On 12 January 1999, the United Nations General Assembly adopted resolution 53/77 D and Member States recognized Mongolia's Nuclear-Weapon-Free Status. Since then, Mongolia has made every effort to put tooth into the resolution by enacting the Law on its status internally and negotiating with each Nuclear-Weapon State about the assurance of Negative Security to Mongolia, internationally.

Mongolia's non-nuclear weapon policy is unique and different from the traditional measure to establish NWFZ. Nevertheless, the attempt by Mongolia could be a highly evaluated step, because it enables a single state, which cannot participate a regional NWFZ treaty, to create the situation of a Nuclear-free zone recognized internationally.

キーワード：非核兵器の地位、非核兵器地帯、モンゴル、国連総会決議53/77D、核不拡散

Keywords：Nuclear-Weapon-Free Status, Nuclear-Weapon-Free Zone, Mongolia, U.N.G.A Res. 53/77 D, Nuclear Nonproliferation

* 広島修道大学法学部教授

はじめに

1968年7月に「核不拡散条約（NPT）」が署名されてから40年が経過するが、国際社会において核兵器の拡散の脅威は依然として無くなってはいない。同条約は1970年3月5日に発効したが、非核兵器国が核兵器その他の核爆発装置を受領・製造などの方法で取得しないことを義務化するもので（第2条）、現在190カ国が条約締約国として核のオプションを放棄している。しかし、イスラエル、インド、パキスタンという事実上の核保有国が条約に加盟していないという課題もあるし、2003年1月にNPT脱退を表明し、2005年2月には核兵器保有宣言を行った北朝鮮の核問題を解決するために設置された「6者協議」も今のところ停滞したままである。

核兵器の開発や質的改善を実行できなくするために1996年9月に署名された「包括的核実験禁止条約（CTBT）」は、あらゆる場所での核実験を禁止するものであるが、米国や中国の批准拒否などにより発効要件を満たしていない。また、同じくNPT体制を堅固なものにするため、核兵器国の量的開発を防止し新規の核兵器国の出現を阻止する手段として交渉されている「兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT、カットオフ条約）」は、完全な合意を見ていない。他方、核兵器の配備規制の問題は地球外の空間にまで及ぼうとしている。全地球航法衛星システム（GNSS）を用いた軍事衛星技術の進展や、米国のミサイル防衛計画（MD）の推進などを契機として、宇宙の非核化と軍事的利用の禁止を定めた「宇宙条約（1967年10月発効）」の形骸化が懸念されるようになった¹⁾。さらに、「原子力供給グループ（NSG）」による原子力資機材等の輸出管理協調の動向は、核の闇市場による売買や国際テロリストへの拡散の可能性が深刻な段階に至っていることを示している²⁾。

こうしたNPT体制の維持及び究極的な核廃絶を希求する国際世論の浸透と、それに対する露骨な挑戦の交錯という核兵器不拡散の現状にあって、モンゴルは1998年12月4日の国連総会決議A/RES./53/77 Dによって「非核兵器の地位（Nuclear-Weapon-Free Status）」を国際的に承認させることに成功し、その後も積極的に非核政策を推進している。従来の非核兵器地帯（Nuclear-Weapon-Free Zone, NWFZ）が複数の国家による国際条約の締結という形式で設置されるのに対して、モンゴルの1国非核兵器地帯の創設は国連総会決議という全面的な法的拘束力のない文書によるものであるが、それはどのように評価すべきものであろうか。本稿においては、モンゴルがそうしたユニークな選択を取るに至る経緯を辿り、またモンゴルの非核政策に関する国内法制を概観しながら、それが核兵器不拡散の領域で新たなインパクトを与え、軍縮国際法の充実に資するものであることを検討してみたい。

1) UNIDIR, *Security Safeguarding Space: Prevention of an Arms Race in Outer Space, Conference Report 21-22 March 2005*, United Nations, 2006. 青木節子「新世紀の宇宙軍事利用—停滞する国際法と信頼醸成措置の可能性—」黒澤 満編『大量破壊兵器の軍縮論』信山社、2004年。pp.301-325。なお、日本は、宇宙軍事化への参加の端緒となるのではないかとの論議の中で、2008年5月、「宇宙基本法」を制定した。

2) 牧野守邦「核兵器関連の輸出管理レジーム」浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理』有信堂、2004年。pp.21-45。

1. 非核兵器地帯条約をめぐる動向とその成立要因

非核兵器地帯は、一定の地域において核兵器の一切存在しない状況を創出することにより、核兵器国による核攻撃の照準となることを未然に阻止することや核兵器国間の核戦争に巻き込まれることを回避するなどの効果を期待し、当該地域の安全保障を高める方策として提案されてきたものである。同時に、地帯設置が実現すれば、核兵器拡散の防止、地域軍縮の促進、信頼醸成措置としての役割など多くの派生的成果が生み出されることが、早くから国連の研究などの共通認識になっている³⁾。

非核兵器地帯構想は、戦後冷戦初期の1957年にラパツキー（Rapacki）ポーランド首相が中部欧州に設置すべきだと主張したのを嚆矢として、世界各地で提案されてきた。これまで条約化に漕ぎつけたものとして、ラテンアメリカ・カリブ地域核兵器禁止条約（トラテロルコ条約、1967年2月署名、1968年4月22日発効）、南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約、1985年8月署名、1986年12月11日発効）、東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約、1995年12月署名、1997年3月31日発効）、アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約、1996年4月署名、2007年6月12日発効）、の4条約がある。また最近、中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約、2006年9月署名）が成立した。この条約は、旧ソ連の解体に伴い独立したウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタンが構成する中央アジア5カ国首脳会議が1997年2月に作成した「アルマティー宣言」において地帯創設を表明して以降、難産の末に10年がかりで正式署名に至ったものであり、地帯の全領域が北半球に位置する最初の非核兵器地帯条約となった⁴⁾。

非核兵器地帯の提案がなされた理由は各地で個別的に異なっているが、構想から条約化へのステップを踏んだ成功事例を分析すると、一刻も早い条約締結の必要性についての域内での合意が形成されたこと、域内の特定の国家ないし指導者のイニシアティブや熱意が関係国を説得できたこと、域内に地帯創設に向けて地域的な機関や協議を行うフォーラムが形成されたこと、域内に既存の核兵器保有国がないことなどの諸条件の存在を指摘できるであろう⁵⁾。たとえば、最初に成立したトラテロルコ条約の場合、1962年10月に勃発したキューバ危機に際し、米ソ間の核戦争に巻き込まれる危険性が地帯内の多くの国家によって認識されていたし、メキシコのガルシアロブレス（Alfonso Garcia-Robles）国連大使のリーダーシップやエプスタイン（William Epstein）国連軍縮局長の後援が比較的短期間に条約実現の陽の目を見る要因になったとも言われている。ラロトンガ条約の場合、フランスが繰り返していたムルロア環礁における核実験から生じる放射能汚染の拡大が

3) たとえば、Ashok Kapur, *International Nuclear Proliferation, Multilateral Diplomacy and Regional Aspects*, Praeger Publishers, 1979. United Nations, *General and Complete Disarmament, Comprehensive Study on Nuclear Weapons*, A/35/392, 1980. United Nations, *Comprehensive Study on Confidence-building Measures*, A/36/474, 1982.などを参照。

4) 本条約の交渉過程及び条約内容については、Scott Parrish, "Prospects for a Central Asian Nuclear-Weapon-free Zone" *The Nonproliferation Review*, Vol.8, No.1, Spring 2001. 石栗 勉「非核兵器地帯—中央アジア非核兵器地帯条約を中心に—」浅田正彦・戸崎洋史編『黒澤 満先生退職記念 核軍縮不拡散の法と政治』信山社、2008年。などが詳しい。

5) 各非核兵器地帯条約の実現要因や交渉過程については、Ramesh Thakur (ed), *Nuclear Weapons-Free Zones*. Macmillan Press Ltd. 1998.

心配されたこと、日本が太平洋において放射性廃棄物の海洋投棄を検討していたことなどによって、南太平洋フォーラム（SPF）が結成されたことが条約化を加速させた。また、バンコク条約の土台となったのは、軍事大国の圧力や干渉をできるだけ排除するために東南アジア諸国連合（ASEAN）が1971年に打ち出した東南アジア平和自由中立地帯（Zopfan）構想であり、話し合いの場としてのASEAN地域フォーラム（ARF）の活動が精力的に展開されていた⁶⁾。

他方で、地域内に既成事実として核兵器を保有する国家がある場合、非核地帯条約構想の提案から条約実現に至る方途は困難を極めることになる。南アジアにおいてインドとパキスタンは冷戦中から地帯創設を積極的に呼びかけ、かつ協議機関としての南アジア地域協力連合（SAARC）も設立されていたが、両国が1998年に核実験を挙行し核兵器を保有するに及んでこの地域での地帯条約化の見通しは予断を許さない状況になっている。ちなみに、1964年にアフリカ統一機構（OAU）がアフリカ非核化宣言を発表して以来長い間頓挫していた非核兵器地帯構想は、核兵器を開発保有していた南アフリカが1993年に核兵器の放棄完了を公表したのを受けて、ベリンダバ条約として結実した。この点で、北東アジア非核兵器地帯構想は、地帯の核心に当たる朝鮮半島の近隣にロシアと中国という核兵器国が存在するため、地帯の範囲をどこまでにするかという出発点からの難題を抱えている。

しかしながら、現実にある様々な障害にもかかわらずそれを克服し地帯条約化を指向する動向も見逃せない。その好例が、地帯内に核兵器を保有していると見られているイスラエルや核開発の疑念が消えていないイランのような国家を包含している中東である。中東非核兵器地帯の創設は、1974年に国連総会でエジプトとイラン両国が提案して以来、真剣に議論されてきた⁷⁾。また、1995年のNPT再検討・延長会議において中東での創設の必要性が強調されたし⁸⁾、2005年の再検討会議でも繰り返し議題となった⁹⁾。さらに、2007年4月15日には、エルバラダイ（Mohamed ElBaradei）国際原子力機関（IAEA）事務局長がヨルダン、イラン、イスラエルに対し地帯創設の交渉に入るよう要請したように、中東での非核化の命脈は絶たれてはいない¹⁰⁾。この中東や東北アジアなどの地域で6番目の非核兵器地帯条約の成立が待たれるところである。

6) Michael Leifer, *ASEAN and Security of South-East Asia*, Routledge, 1989, pp.7-15. Muthiah Alagappa, *Toward a Nuclear-Weapons-Free Zone in Southeast Asia*, Institute of Strategic and International Studies, in Malaysia, 1987. See Seng Tan and Amitav Acharya (eds), *Asia-Pacific Security Cooperation—National Interests and Regional Order*, M.E.Sharpe, 2004, pp.10-16. また、米国において、非核兵器地帯条約の適用範囲での核兵器特に戦術核兵器の使用問題に関し議論があることについて、Rohana Mahmood and Rustam A Sani (eds) *Confidence Building and Conflict Reduction in the Pacific*, Institute of Strategic and International studies (ISIS) Malaysia, 1993, pp.191-209.

7) Mohamoud Karem, *A Nuclear-Weapon-Free Zone in the Middle East—Problems and Prospects*, Greenwood Press, 1988.

8) NPT/CONF.1995/32 (part1), annex.

9) *The United Nations Disarmament Yearbook*, Volume 30: 2005, p.147.

10) Renè Wadlow, "Middle East Nuclear-Weapon-free Zone: A Serious Start?" *The Federalist Debate*, Year XXI, Number 1, March 2008, pp.28-30.

2. 非核兵器地帯条約概念から見たモンゴルの1国非核兵器地帯

いかなる制度が非核兵器地帯に該当するかは、国連総会の要請を受けて1975年に軍縮委員会会議（CCD）の下で作成された『非核兵器兵器地帯の包括的研究』¹¹⁾の定義を始めとして、一般には、おおよそ次のような要件を満たすものと理解されている¹²⁾。すなわち、a) 一定の地域において自主的に締結された条約により、境界が明確な地帯の範囲内に核兵器の不存在状況が確保されること、b) 条約上の義務履行のために国際的検証・管理制度が確立されていること、c) 核兵器国との間に締結される条約・協約・議定書のような完全な法的文書によって、核兵器国が当該地域の非核兵器の状況を尊重し、地帯内の国家に対し核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを約束する、といったことを構成要素とするものである¹³⁾。

しかしながら、既存の5非核兵器地帯条約のすべてがこれらの要件を満たした完全な制度として創設・運用されているわけではない。たとえば、ラロトンガ条約の議定書3が条約締約国の排他的経済水域（EEZ）やEEZの間の公海における核実験を締約国に禁止していることに抗議し、フランスは1985年の同条約発効後も議定書の批准を国連海洋法条約（LOS Convention）をたてにして拒み、1996年の批准の直前まで核実験を行った¹⁴⁾。同様に、バンコク条約は地帯内の締約国の大陸棚及びEEZを条約と議定書の適用範囲としている（2条）が、これに異論を唱える核兵器国の議定書批准拒否のまま依然として不完全な形で発効している¹⁵⁾。また、最近では、第1条で軍事的利用を禁止した南極条約（1959年12月署名、1961年発効）までも射程に入れた南半球全体を包摂する統一的な非核兵器地帯条約の提案が見られるようになった¹⁶⁾。加えて、1990年にムバラク（Hosni Mubarak）エジプト大統領が中東地域に非大量破壊兵器地帯の創設を提案して以来、不存在状況を核兵器以外の大量破壊兵器（WMD）にまで拡大した条約の検討も進められている¹⁷⁾。このように見てくると、非核兵器地帯の概念自体あるいは現実の国際政治における非核兵器地帯条約の実際の運用が弾力的に推移しているのもまた事実である。

このような文脈の中で、前述したようにモンゴルが従前とは異なる形で非核兵器地帯を創設したことをどのように位置づければよいのだろうか。まず第1に、モンゴルは、伝統的な非核兵器地帯

11) *Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zones in All its Aspects, Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament*, A/10027/Rev.1/Add.1.

12) 非核兵器地帯の概念については、黒澤 満「軍縮委員会会議『非核兵器地帯の包括的研究』」『法政理論』第10巻第1号、1979年9月、pp.178-198、同『軍縮国際法』、信山社、2003年、pp.314-317。なお1975年12月11日採択の国連総会決議GA Res.3472B（XXX）も参照。

13) このことは、国連軍縮委員会（UNDC）が1999年に総会に提出した非核兵器地帯条約作成に向けた「原則と指針」においても再確認されている。Establishment of nuclear-weapon-free zones on the basis of arrangement freely arrived at among the States of the region concerned. A/54/42,annex I. (C. Principles and guideline)

14) Alex G. Oude Elferink and Ronald D. Rothwell (eds), *Oceans Management in the 21st Century: Institutional Frameworks and Responses*, Martinus Nijhoff Publishers, 2004, pp.201-202.

15) 黒澤 満編著『軍縮問題入門（新版）』、東信堂、2005年、第4章。

16) Terence O'Brien, "A Nuclear-weapon-Free Southern Hemisphere", Ramesh Thakur, op.cit. pp.210-222. 小柏葉子「南半球の非核化—地域間協力の可能性—」、広島平和研究所編『21世紀の核軍縮』、法律文化社、2002年。

17) Michael Hamel-Green, *Regional Initiatives on Nuclear- and WMD-Free Zones, Cooperative Approaches to Arms Control and Non-proliferation*, UNDIR/2005/19. 2005.

が複数の国家間に締結されている事例と異なり、1国の非核兵器地帯（Single state NWFZ）を創設することを選択したことである。モンゴルの非核政策は1992年の完全独立直後からが検討され始めたが、これと並行して中央アジアで非核兵器地帯創設の萌芽が見られており、一時モンゴルはこれらの諸国と共同の地帯創設を検討したが、国境を接しておらず「飛び地」としての参加になることから断念している¹⁸⁾。前述した『非核兵器地帯の包括的研究』が「非核兵器地帯は国家グループだけでなく少数の国家間や国家単独での設置もありうる」と指摘している¹⁹⁾ように、1国非核兵器地帯の可能性は当初から否定されていない。これまで前例がなかっただけである。モンゴルのように国家単独で非核法制を採用する場合、わが国の「非核3原則」のように国会決議にとどまるか、各国の国内法として制定される段階で終わるのが通常である²⁰⁾。モンゴルはこれを、国内法の制定と並び国際社会の承認を獲得したいと考えたのである。

第2に、モンゴルの非核政策の国際的認知は、条約締結の対象国がないことから当然のこととはいえ、国際条約でなく国連総会決議の形式でしか達成できなかったことである。その代わり、事前に国連内外で外交交渉を重ね、すべての核兵器国と多数の非核兵器国の賛同を取り付けた上で、総会という公的な表舞台で承認を受け、核兵器国の消極的安全保障は決議採択後の交渉により順次条約化していく、という手法が採用されることになったわけである²¹⁾。オチルバト大統領が1992年9月に国連総会でモンゴルの領域を非核地帯とする旨の演説を行った後、モンゴルは多くの反対や異論を克服すべく積極的な外交努力を展開した。ちなみに国連総会決議53/77Dが採択される前年の1997年に軍縮委員会に提出したワーキングペーパーには、モンゴルが5非核兵器国と非同盟諸国から原則的合意を得たことが明記されている²²⁾。1国による非核兵器地帯の創設という前例のない試みは相当の抵抗が予想され、事前の周到な準備を必要とした。しかし、国連総会決議という条約によらない創設の手段は国際法上の実効性を疑われるとの非難を覚悟の上であえてそれに挑戦し、もはや逆行を許さない環境を整えることがモンゴルの戦略であった。

第3に、非核兵器条設置の最大の眼目である核兵器国による消極的安全保障の保証に関しても、独特の方策が講じられていることである。核兵器国によるモンゴルの非核兵器状態の尊重を確保す

18) モンゴルの非核政策を強力に推進した オチルバト (Punsalmaagin Ochirbat) 元大統領へのインタビュー (2006年3月23日、ウランバートル) による。モンゴルと近接するカザフスタンとの間にはロシアのアルタイ共和国が存在し、これが断念の最大の理由であるが、将来における中央アジアあるいは北東アジアの非核兵器地帯への加入の可能性もあるとことが示唆された。後述する非核政策をめぐるモンゴルの内政と外交に関する姿勢全般についても、この時の談話によるところが大きい。なお大統領の政治観については、佐藤紀子企画『モンゴル初代大統領オチルバト回想録』、明石書店、2001年がある。

19) A/10027/Rev.1/add.1, op.cit. p.31

20) 日本の1国非核主義をめぐる動向と課題については、黒澤 満「日本核武装論を超えた安全保障環境の構築」、前掲『大量破壊兵器の軍縮論』第1章、水本和実「日本の非核・核軍縮政策」、前掲『21世紀の核軍縮』第13章、などを参照。また、ニュージーランド、デンマーク、ノルウエー等の非核政策が直面する問題点については、Jozef Goldblat, "Nuclear-Weapon-Free Zones: A History and Assessment", *The Nonproliferation Review Spring-Summer 1997*, Vol.4, Num.3, も参考になる。

21) こうしたモンゴルの外交的根拠を担ったのがエンフサイハン (Jargalsaikhany Enkhisaikhan) 国連大使であった。現在は、モンゴルの非核地位の強化と北東アジア非核兵器地帯の早期実現を目指して設立されたNGO「Blue Banner (蒼い旗)」の所長であり、2007年に開催された「北東アジアにおけるモンゴルの役割の強化に関する国際会議」に氏が提出した論文「Mongolia's non-nuclear status — an important element of Northeast Asia security」を収録した小冊子「Single State NWFZ: progress and prospects」Blue Banner, 2007は、モンゴルの非核政策の核心部分が記述されていて、きわめて有益である。

22) A/CN.10/195.なおこの時点までは「Nuclear-Weapon-Free Zone」という用語が使用されており、総会決議の段階で、従来の非核兵器地帯と区別するために「Zone」に代えて「Status」が用いられることになった。

るために、非核兵器国と条約作成を個別に折衝し、その経緯や結果を国連総会において報告する形で透明性を確保することにより、条約化に至らない段階から非核兵器国の言質を盤石なものにすることが企図された。早くも決議採択後の2000年10月5日には5核兵器国による共同声明が発せられ、総会決議53/77/Dの実現に向けて協力する約束を再確認する、特定の非核兵器国が核攻撃の犠牲になった場合や核攻撃の脅威にさらされた場合に迅速な支援策を検討することを確約した安全保障理事会決議984（1995年4月11日）をモンゴルに適用する、同じくモンゴルに対する消極的安全保障を再確認する、ことが明定された²³⁾。この消極的安全保障に関し、2004年7月15日のアメリカとの共同声明や2005年11月29日の中国との共同声明を初めとして、すべての核兵器国がモンゴルの非核兵器の地位を正式な国際法的拘束力のある2国間条約の締結によって確証することに原則的に合意し、現在条約交渉中である。

したがって、こうしたモンゴルの取り組みは、ある地域の複数の国家による非核兵器地帯条約による非核状況の創設と、当該地域内国と非核兵器国による条約所定の議定書などの締結による消極的安全保障の構築という従来の手順を超えて、1国のみでも非核兵器地帯を設置していくことができる新しいパターンの地平を切り拓いたといえることができるのである。

3. 1 国非核兵器地帯創設をめぐるモンゴルの内政と外交

前述したようにモンゴルの非核政策は、他地域の非核兵器地帯形成の歴史的展開の中での新機軸となるものであった。とはいえ、その理念やアイディアが意欲的で斬新的であるとしても、実現の過程では多くの障害が予想されたはずである。ではなぜ、モンゴルは単独でも非核兵器地帯を構築することに意欲的だったのだろうか、また、数々の障害を凌駕して国際社会において法的認知を受けるためにどのように国内政治と国際政治の両局面で努力を傾注してきているのだろうか。ここでは、モンゴルのそうした姿勢を分析しておくことにする。

第1に、モンゴルが非核兵器地帯の創設を希求した背景には、その歴史的、地政学的、反核的誘因があったことである。モンゴルは、ロシア革命とソ連邦成立の後に世界で2番目の社会主義国となって以来、ソ連の影響下にあって長期間にわたり事実上従属的な地位に置かれていたが、それは1992年のソ連軍の撤退まで継続された。この間、大量破壊兵器を装備したソ連軍の駐留下にあって政治的自主性は制限されていたが、ソ連邦解体後に社会主義体制を放棄し自由主義的モンゴル国として再出発するに当たって、新国家建設にともなう外交政策を模索したことである。ソ連という後ろ盾やしがらみから完全に独立し名実ともに独り立ちするためには、自前の安全保障政策を打ち立てる必要があったのであり、核兵器の威嚇からの自由が渴望されたのである。さらに、モンゴルがソ連（ロシア）と中国という核兵器を保有する両大国に挟まれた位置にあり、特に中ソ紛争の際にはソ連陣営にあるとはいえそこから生じうる核戦争の渦中に入ることが強く心配されたのである。

23) A/55/530-S/2000/1052, annex.

過去に何度となく繰り返された両国のモンゴル周辺での核実験とそれに伴う放射能汚染の危険も絶えず認識されていた。また、モンゴルが完全独立の直後から非核政策を打ち出し、その実現に向けた現実的な行動に移ることを容易にしたのは、国土面積は日本の4倍程度もありながら人口は約250万人と少なく国民のコンセンサスをまとめやすかったこと、民主化が図られ1990年に共産党の1党独裁を放棄するなど大統領をはじめとする非核を指向する政策決定者のリーダーシップが発揮できたこと、核兵器はもとより弱小な軍備しか保有しない軍事小国が軍事大国の狭間にあって平和外交しか生存の道はないとの国民の認識が広く浸透したことなど、の国内環境を挙げることでもできよう。

第2に、モンゴルは自らの非核政策を鮮明にするために、十全な国内的施策を怠らなかったことである²⁴⁾。モンゴル国会(The State Great Hural)は1992年の新憲法制定に付随して、1992年5月29日、「モンゴル国家安全保障評議会法(Law of the National Security Council)」を制定(2001年12月27日には国家安全保障法も制定)し、同評議会の審議を中心にして積極的な安全保障の策定に乗り出した。国会はその政策の具体的中身を明確にするため1994年6月30日に「モンゴルの安全保障と外交政策に関する概念」を採択したが、その中でモンゴルの非核兵器の地位を国際的レベルで確立し国家の安全保障を強化する重要な要素とすることが謳われた(23項)。

1998年の国連総会決議後、2000年2月3日には「モンゴル非核兵器地位法」が成立した。同法は3章9条から構成されるが、モンゴル領域内での核兵器の開発・製造・取得・管理・運搬・配備・実験・配備を一切禁止し、核兵器級の放射性物質や核廃棄物の廃棄・処理も禁止する(4条1項)ほか、これらの核兵器及び関連物資の国内通過も禁止されている(同2項)。また、モンゴル当局は、同法違反の疑いのある航空機・列車・自動車・人物を停止・拘留・探索することとし(6条2項)、NGOや個人が同法の履行状況を監視し提案することを認めている(4項)ほか、国際機関との協力による国際的検証も実施する(7条)など履行確保手段も入念に規定されている。

第3に、モンゴルは総会決議以降もこの非核の地位を担保するべく、国際社会で一貫して活動を継続していることである。国連総会でコンセンサスで採択された決議53/77/Dは、5核兵器国を含めた加盟国がモンゴルの非核の地位や外交政策を強化するために協力することを要請している(para 3)が、モンゴル自身も決議を決議で終わらせない努力を懈怠なく遂行している。たとえば、2006年の総会では「モンゴルの国際安全保障と非核兵器地位に関する事務総長報告」(A/Res/61/164)を採択させた(7月19日)ほか、モンゴル地位の確保についての進捗状況報告の決議(A/61/283、12月18日)や加盟国の協力を再度要請する決議(A/Res/61/87、同日)の採択を成功させることによって各国の注視を得ようとする、といった具合である。モンゴルの非核兵器の地位に関しては、隔年でこの種の総会決議が採択されてきている。

こうした継続的な活動は、NPT再検討会議や非同盟諸国会議などの場を活用することを筆頭に、

24) モンゴルの安全保障政策と国内法については、モンゴル政府刊行物、*National Security Council of Mongolia, Collection of Legal documents*, Fourth edition 2004, Thomas Graham, Jr. and Damien J. LaVera, *Cornerstones of Security—Arms Control Treaties in the Nuclear Era*, University of Washington Press, 2003などを参考にした。

国連の内外でさまざまな機会を捉え展開されている。東北アジア限定的非核地帯に関する1997年の「ボルドー議定書」の作成にも代表団を送り²⁵⁾、モンゴルの非核地位を強化する目的で国連及び5核兵器国などの非政府専門家グループによって2001年9月5-6日に開催された「札幌会議」でも自国の非核政策に対する国際的な評価を傾聴した²⁶⁾。この会議は、国連総会決議だけでは非核兵器地帯として十分に確定されたとは言えず、モンゴルが議定書などの法的拘束力のある条約形式によって核兵器国による非核状況の尊重や消極的安全保障の保証を得る必要があることを勧告したが、その後モンゴルはこの勧告に沿って核兵器国との2国間条約の締結に真摯に舵を切ることになった。またモンゴルは、中国主導で設立されている地域的枠組みとしての「上海協力機構 (SCO)」への2004年からのオブザーバー参加、「ASEAN地域フォーラム (ARF)」への参加といった形の政府レベルの会合で積極的に発言するだけでなく、2007年5月25日に開催された「武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ (GPPAC)」や同年6月21-22日に開催された「国際反核医師会議 (IPPNW)」の地域会合をモンゴルに招致したように、NGOと連携し自国の非核兵器地位に対する国際世論を一層高揚させることに努めている²⁷⁾。

おわりに

これまで検討してきたように、モンゴルがその「非核兵器の地位」をまず完全な法的文書ではない国連総会決議という枠組みで国連加盟国に認めさせ、次いで核兵器国の地位尊重義務や消極的安全保障を誓約させる個別の条約の締結に移行して非核兵器地帯の創設を名実ともに完成していくという方法がとられたことは、既存の非核兵器地帯条約とは異例のものであった。しかしながら、モンゴルが採用した非核政策が曲りなりに国際的承認を獲得するに至ったことの意義は決して小さくないと思料される。

第1に、周辺国家との条約締結に向けた非核兵器地帯構想が暗礁に乗り上げたり交渉の長期化が予想される場合に、たとえこうした「准非核兵器地帯」とも言うべきスキームであっても、一刻も早く地帯を創設したいと考える国家の非核政策の発展を満足させることができる突破口を開いたことである。旧ソ連の核実験のうち700回以上がモンゴルに近接する実験場で実施され、現在も20以上の核施設や核廃棄施設がモンゴル国境から遠くないところに建設されているといわれ、その残存放射能汚染や環境汚染はモンゴルの脅威でもあった²⁸⁾。また、1960年代の中ソ対立の時代には、

25) John E. Endicott, "Track II Cooperative Regional Security Efforts: Lessons from the Limited Nuclear Weapons-Free Zone for Northeast Asia", *Pacific Review*, Vol. 11, Number 3, October 1999.

26) A/57/59. この会議への協力を含め、日本政府はモンゴルの非核政策へ賛同している。外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交 (第4版)』2008年、pp.88-89。

27) IPPNW *North Asian regional meeting (documents and proceedings)*, Ulaanbaatar, Mongolia, 2007. なおこの会議でオチルバト元大統領は「Mongolia's Efforts toward Peace and Stability in Northeast Asia」と題する基調講演を行い、ARFの地域ワークショップやOSCE・アジアパートナー協力協議会議の地元開催などを例に挙げ非核政策に向けた国際協力の重要性を訴えた。

28) トムスク核施設やノヴォシビルスク核燃料施設などのロシアの核施設、カザフスタンのセミパラチンスク核実験場などが今もって住民に深刻な放射能障害を引き起こしていることについて、例えば、田城 明『現地ルポ 核超大国を歩く』、岩波

ソ連は中国に対する先制核攻撃も考慮したといわれており、モンゴルにとっては核戦争の可能性は「すぐそこにある危険」であったのである。したがって、モンゴルが新体制で再出発した折の安全保障政策の中樞が非核化におかれたのも当然の帰結ともいえよう。

第2に、1国の非核政策を国内政策にとどめるだけでなく国際的な文書により世界各国に確認させるという前例を率先垂範で実行したことである。モンゴルのエンフサイハン元国連大使は、何らかの事情によって、既存の非核兵器地帯条約に加盟したり新規に作成される条約に加盟できない場合にはモンゴルの選択のように1国非核化が有効であるとして、ネパール、アフガニスタン、オーストリア、キプロス、アイスランド、ウクライナ、ベラルーシ、マルタ、日本を適例と想定している²⁹⁾。たとえ最初は1国非核地位を採用しても、将来においてそれらの国家が連合して1つの非核兵器地帯に昇華させることもできる。核兵器国の中には1国に非核兵器地帯条約締結国と同等の保障与えることの悪しき前例になるという理由で反対するものもあったようであるが、モンゴルの懸命な努力はこれを説得する成果をあげたのである。

第3に、モンゴルの非核政策は、自国の安全保障上の利点となっただけでなく、核不拡散・核軍縮の分野での他の制度に好影響を及ぼしたことである。2008年4月、米国とロシアが、2009年に失効する第1次戦略兵器削減条約（START I）に代替する法的拘束力のある条約締結に向けての姿勢を明らかにした「戦略枠組み宣言」に署名したように、前向きの進展もないわけではないが、総じて世界の核問題は行き詰っており、これを打破する材料が待望されるところである。この点でモンゴルの事例は、中央アジア非核兵器地帯条約の成立に間接的な影響を付与したし、また懸案のNPT体制の今後の強化にも役立つであろう³⁰⁾。

モンゴルが国際社会に「非核兵器の地位」を受諾させたことを、全面完全な核軍縮に向けた軍縮努力の中でどのささやかなこととする見解もなくはないが、少なくとも日本にとっては考慮に値する施策である。日本の非核政策をめぐる戦略環境は、2004年の閣議決定による「防衛計画の大綱」の改定や米国への弾道ミサイル防衛（BMD）関連技術の供与を武器輸出3原則の例外とする決定を踏まえて、北朝鮮の核開発問題を扱う6者協議の展開次第では再度流動化することもありうると指摘されてきたが³¹⁾、非核3原則の法制化や1国非核兵器地帯創設も選択肢の1つであろう。また、核兵器を中心にした大量破壊兵器を取り巻く諸要因の大幅な変化によって世界、とりわけアジア太平洋地域では「第2の軍縮時代」の到来が喧伝されるが³²⁾、1998年の国連総会決議A/RES/53/77の採択とそれを質的に高めていこうとするモンゴルの真剣な努力は、第2軍縮時代の将来を占う試金石の1つと言えないだろうか。

書店、2003年を参照。

29) Blue Banner, op.cit. p. 67.

30) Jargalsaihan Enkhsaikhan, "Central Asia—Future Perspectives" Pêricles Gasparini Alves and Daiana Belinda Cipollone (eds), *Nuclear-Weapon-Free Zones in 21st Century*, UNIDIR/97/37, 1997, pp.95-97.

31) 黒崎 輝『核兵器と日米関係 アメリカの核不拡散外交と日本の選択1960-1976』、有志舎、2006年、pp.282-294.

32) Randy Rydell, "Weapons of Mass Destruction: Developing a Credible Disarmament Program for the Asia Pacific", Mohamed Jawhar Hassan (ed), *Asia Pacific Security—Investing in Peace*. ISIS Malaysia, 2004, pp.103-114.